

和歌山工業高等専門学校特別聴講学生規則

制 定 平成16年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第59条の2第2項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 他の高等専門学校、短期大学及び大学並びに外国の高等専門学校、短期大学及び大学（以下、「他高専等」という。）の学生で、本校における授業科目を履修する者があるときは、当該他高専等との協議に基づき特別聴講学生として受け入れることができる。

(入学時期)

第3条 特別聴講学生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書（別記様式）を所属する他高専等を通じて、校長に提出しなければならない。

(入学許可)

第5条 特別聴講学生の入学の許可は、運営委員会の議を経て校長が決定する。

(履修科目)

第6条 特別聴講学生が履修できる科目は、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料は、和歌山工業高等専門学校科目等履修生規則に定める科目等履修生の額と同額とする。ただし、当該他高専等との間で、相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

(単位の認定)

第8条 履修科目に係る単位の認定は、学業成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規則又は本校専攻科授業科目の履修に関する規則に基づいて行う。

(単位修得証明書等)

第9条 校長は、特別聴講学生が願い出たときは、履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付する。

(退学)

第10条 校長は、本規則その他の学内諸規則に違反した者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みがない者に対し、退学を命ずることがある。

(他の規則等の準用)

第11条 この規則に定めるもののほか特別聴講学生に関し必要な事項は、学内諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

特 別 聴 講 学 生 入 学 願 書

平成 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

私は、貴校に特別聴講学生として入学したいので、許可くださるようお願いします。

ふ り が な

氏 名 (自 署)

生 年 月 日 年 月 日生

現 住 所 電話

所属学校等名 学校 学科・専攻 第 学年

履 修 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

履修希望科目名	学 科 名	学 年	単 位 数	備 考

上記のとおり、本学学生の入学を許可くださるようお願いします。

(入学希望者の所属学校長等)

印